|  |
| --- |
| **株式会社●●●****定 款** |

平成●●年●●月●●日　　　　作成

平成　　年　　月　　日　公証人認証

　　　　　　　平成　　年　　月　　日　　会社設立

定　　　　款

第１章　　総　　則

（商　号）

第１条　　当会社は、株式会社●●●と称する。

（目　的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ●●●●●
2. ●●●●●
3. ●●●●●
4. 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を東京都●●区に置く。

（公告の方法）

第４条　　当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第５条　　当会社が発行することのできる株式の総数は、●●●万株とする。

（株券の不発行）

第６条　　当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）

第７条　　当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

（相続人等に対する株式の売渡請求）

第８条　　当会社は、相続その他の一般承継により、当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿記載事項の記載又は記録の請求）

第９条　　株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者並びにその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、次の場合は、株式取得者が単独で請求することができる。

　(1) 株式取得者が、取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者並びにその相続人その他の一般承継人に対し、株主名簿記載事項を当会社に記載又は記録すべきことを命じた確定判決を提出して請求するとき

　(2) 株式取得者が、上記(1)の確定判決と同一の効力を有するものの内容を証する書面その他の資料を提出して請求するとき

　(3) 株式取得者が、取得した株式の株主として株主名簿に記載又は記録された者の相続人であって、これを証する書面を提出して請求するとき

　(4) その他会社法施行規則２２条１項各号に定めるとき

（質権の登録及び信託財産の表示）

第10条　 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、請求しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（手数料）

第11条　 前２条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（株主の住所等の届出）

第12条　 株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社の所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。これらを変更した場合も同様とする。

２　 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

（基準日）

第13条　 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

２　 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使すべき者を確定するために必要があるときは、取締役の過半数の決定をもって、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を２週間前までに公告するものとする。

第３章　　株　主　総　会

（招集時期及び招集権者）

第14条　 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時、必要に応じて招集する。

２　 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長たる取締役がこれを招集する。社長に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

３　 株主総会を招集するには、会日より３日前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、総株主の同意があるときはこの限りではない。

４　 前項の招集通知は、書面ですることを要しない。

（議　長）

第15条　 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

２　 社長に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順序により他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、総会において、出席株主のうちから議長を選出する。

（決議の方法）

第16条　　株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条　 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに、代理権を証する書面を提出しなければならない。

２　 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、２人以上の代理人を選任することはできない。

（総会議事録）

第18条　 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、１０年間本店に備え置く。

第４章　　取　締　役

（取締役の員数）

第19条　 当会社の取締役は、１名以上とする。

（取締役の選任）

第20条　 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

２　 前項の選任については、累積投票の方法によらない。

（取締役の資格）

第21条　 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

（取締役の任期）

第22条　 取締役の任期は、選任後１０年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

２　 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び社長）

第23条　 当会社に取締役を複数名置く場合には、株主総会の決議により代表取締役１名を定め、この代表取締役をもって社長とする。

２　 当会社に置く取締役が１名の場合には、その取締役を社長とする。

（取締役に対する報酬等）

第24条　 取締役に対する報酬等は、株主総会の決議により定める。

第５章　　計　　算

（事業年度）

第25条　 当会社の事業年度は、毎年●●月●●日から翌年●●月末日までの年１期とする。

（剰余金の配当）

第26条　 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して支払う。

（配当金の除斥期間）

第27条　 剰余金の配当が、支払いの提供をした日から３年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

第６章　　附　　則

（設立に際して発行する株式）

第28条　 当会社の設立時発行株式の数は●●●株、その発行価額は１株につき金●万円とする。

（設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額）

第29条　 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金●●●万円とする。

２　 当会社成立後の資本金の額は、金●●●万円とする。

（最初の事業年度）

第30条　 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成●●年●●月末日までとする。

（設立時取締役及び設立時代表取締役）

第31条　 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

住所　●●●●●●

設立時取締役　**山田　太郎**

住所　●●●●●●

設立時取締役　**山田　花子**

設立時代表取締役　**山田　太郎**

（発起人の氏名、住所、割当を受ける株式数及びその払込金額）

第32条　 発起人の氏名、住所、発起人が割当てを受ける株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

住所　●●●●●●

氏名　**山田　太郎**

　●●●株　　金●●●万円

住所　●●●●●●

氏名　**鈴木　次郎**

　●●●株　　金●●●万円

（法令の準拠）

第33条　 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の関係法令に従う。

以上、株式会社●●●を設立するため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成●●年●●月●●日

発 起 人　　**山田　太郎　　㊞**

発 起 人　　**鈴木　次郎　　㊞**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　㊞